

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第55号）の概要

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更へのプライスカップ制度に係る対応【令和6年1月1日施行】

※ NTT東西のIP網への移行により、令和6年1月からNTT東西の加入電話が、基本料は現状と同額のまま、通話料が全国一律料金に改定(料金体系の変更)される。

<改正概要>

「特定電気通信役務の範囲」として、「指定電気通信役務」の「音声伝送役務」から国際通話を対象外とする。

【改正箇所：電気通信事業法施行規則第19条の3】

2. プライスカップ制度の対象サービスの検討【令和5年10月1日施行】

※ 現在のプライスカップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット単位で基準料金指数を設定しているが、2つのバスケットの内容が近接してきている。

<改正概要>

「特定電気通信役務の種別」として設定している加入者回線サブバスケットを撤廃する。

【改正箇所：電気通信事業法施行規則第19条の4】